

亀農第01-2110号
令和8年1月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

亀山市長 櫻井 義之

市町村名 (市町村コード)	亀山市 (24210)
地域名 (地域内農業集落名)	井田川地区 (井尻、本町、和田、川合、海善寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月18日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は、担い手が中心となり、集積が進んでいる。また市内外の若い世代の担い手もいるため高齢の担い手から引き継いで若い担い手が耕作を行うことができている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状の耕作地を可能な限り維持しつつ、将来的に後継者や農業の拡大の意向を示す担い手に引き継げる体制を継続して作っていく。

作物については、現状の作物を引き続き生産していくとともに、地域に合った高収益作物の生産についても検討を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	45.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手の可能な範囲で農地の集積・集約化を進めていく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用し、集落の状況に応じて段階的に農地集積を図っていく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

予定なし

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

兼業農家等を地域の担い手として確保しつつ、地域外からも担い手を確保することで、地域の農業を継承し担い手の発展に繋げる。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨構築連携等	<input type="checkbox"/>	その他

【選択した上記の取組方針】